

○唐津市女性人材バンク設置要綱

平成18年9月15日

告示第206号

(目的)

第1条 この要綱は、各分野で活動する女性の情報(以下「人材情報」という。)を幅広く収集し、その情報を唐津市女性人材バンク(以下「人材バンク」という。)に登録し、提供することで、市の審議会等委員への女性の登用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法令により設置される審議会及び委員会
- (2) 学識経験者、市民等の意見を求め、これを市政に反映させることを目的として、要綱及び要領等により設置される委員会及び懇話会等

(人材バンクの管理)

第3条 人材バンクの管理者(以下「管理者」という。)は、唐津市地域交流部男女共同参画課長とする。

2 管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、人材バンクを適切に管理しなければならない。

(平21告示134・平22告示131・平24告示169・平25告示92・平27告示96・平28告示95・平30告示172・令4告示123・一部改正)

(登録対象者)

第4条 人材バンクへの登録対象者は、唐津市に在住し、又は唐津市内の事業所等に勤務する行政及び地域の発展に熱意がある女性で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 審議会等の委員又は過去に委員であった者
- (2) 各分野において、専門的な知識又は技術を有する者
- (3) 各分野において、十分な活動実績がある者又は将来の活躍が見込まれる者
- (4) 審議会等において積極的に参加し、発言することができる者
- (5) 佐賀県又は唐津市の男女共同参画の事業、研修又は講習に参加した者で、登録することが適当と認められる者

(人材情報の収集方法)

第5条 人材情報は、次の各号のいずれかの方法により収集するものとする。

- (1) 公募
- (2) 関係機関、団体又は庁内各課(室)長からの推薦

(人材情報の登録)

第6条 前条の規定により収集した情報については、次の方法により登録するものとする。

- (1) 公募によるものについては、唐津市女性人材バンク登録申込書(以下「登録申込書」という。)を市長に提出するものとする。

(2) 推薦によるものについては、前号の登録申込書を添えて推薦するものとする。ただし、この場合においては、本人の同意を得ることとする。

2 市長は、前項の登録申込書を受理した場合において、記載内容が適正であり、かつ、第4条に規定する登録対象者の要件に該当すると認めるときは、唐津市女性人材バンク登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。

(登録期間等)

第7条 登録台帳への登録期間は、登録した日から3年が経過する日の属する年度の9月30日までとする。

2 登録期間が満了したときは、直ちに、登録台帳の記録を抹消するものとする。ただし、登録期間満了日までに、被登録者から再登録の申出があったときは、新たに登録申込みがあったものとして登録台帳を更新できるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、被登録者から登録抹消の申出があったとき、又は被登録者が人材バンクの登録者として不適格と認められる特別な事由があるときは、登録を抹消できるものとする。

(人材情報の閲覧等)

第8条 管理者は、唐津市ネットワークシステムにより情報を提供する場合において、登録台帳に登録した情報のうちあらかじめ被登録者が同意した情報を提供するものとする。

2 審議会等に女性委員を選出しようとする課(室)は、登録台帳に登録した情報以外の情報の提供を受けようとするときは、管理者に対し登録申込書の閲覧申請書を提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による閲覧申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、閲覧を許可するものとする。

4 人材バンクの情報提供を受けた者は、知り得た情報を、審議会等委員の選出以外の目的に使用してはならない。

(個人情報保護)

第9条 人材バンクを利用するものは、人材バンクの被登録者の個人情報保護について、十分配慮しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、市長が別に定める日から施行する。

(平成18年告示第239号で平成18年12月1日から施行)

附 則(平成21年告示第134号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年告示第131号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年告示第169号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年告示第92号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 27 年告示第 96 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 95 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 30 年告示第 172 号)

この要綱は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年告示第 123 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和 5 年告示第 48 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。